**平成２５年（フ）第１４００２号**
東京都立川市砂川町３丁目27番地の４
破産者　株式会社前嶋工務店
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４００３号**
東京都昭島市美堀町１丁目16―４―103
破産者　前嶋　　學
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０１０号**
千葉県成田市橋賀台３丁目５　11棟203号
破産者　羽田　政弘
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０１１号**
東京都江戸川区南篠崎町１丁目24―７
破産者　羽田　勝彦
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０２７号**
東京都足立区青井３丁目16―５―201
破産者　丹下　晶子（旧姓北村）
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０２９号**
北海道札幌市北区篠路９条４丁目６―12
破産者　佐藤　季義
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０４２号**
東京都千代田区神田東松下町25番地
破産者　株式会社デン通商
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０４３号**
東京都武蔵野市中町３丁目29―６―201
破産者　大田　洋三
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０４４号**
東京都武蔵野市中町３丁目29―６―201
破産者　大田　茂男
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０４５号**
埼玉県川越市岸町１丁目45番地58
破産者　有限会社マス・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０５３号**
東京都千代田区外神田２丁目３番６号成田ビル４階
破産者　株式会社ジェイエルシー
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０５７号**
東京都足立区西伊興３丁目４番14号
破産者　株式会社未来工房
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０５８号**
東京都足立区西伊興３丁目４―14
破産者　泉谷　俊毅
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０８７号**
東京都台東区橋場１丁目36―11―705
破産者　豊崎　義則
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０８８号**
東京都台東区橋場１丁目36―11―705
破産者　豊崎　洋子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０９８号**
東京都墨田区八広６丁目52―15―203
破産者　大澤　浩助
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１０２号**
東京都足立区大谷田５丁目33番12―503号
破産者　株式会社徳進工業
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１０３号**
東京都足立区綾瀬５丁目17―９―601
破産者　友永　功二
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１０８号**
東京都世田谷区粕谷３丁目24―18
破産者　本郷　美穂
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１４３号**
東京都中央区日本橋人形町２―30―５　人形町大富ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋横山町５番２号
破産者　ロータスコスメビュート株式会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１６３号**
東京都港区西新橋１―19―３―１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区塩浜２丁目24番10―218号
破産者　有限会社ナカノフーズ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部